

枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の  
委託に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、枚方寝屋川消防組合と交野市は協議し、枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約を定める。

- 1 委託開始日  
告示の日
  
- 2 枚方寝屋川消防組合と交野市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約  
別紙のとおり

平成27年 6 月17日

枚方寝屋川消防組合管理者

交野市長